

平成 30 年 11 月 15 日

貸付条件の変更等の状況についてのお知らせ

山形第一信用組合

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）は、平成 25 年 3 月 31 日で適用期限が終了しておりますが、同法の期限到来後であります平成 30 年 9 月末日時点の当組合の中小企業向け融資および住宅ローンに係る貸付条件変更等の取組み状況について、別紙の通りお知らせいたします。

なお、当組合では同法の期限到来後においても従来の対応方針に何ら変わりなく、今後においても貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めて参ります。

1. お客様からの新規ご融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対しては、お客様の経営実態や収支状況を的確に把握し、迅速かつ真摯に適切な対応をいたします。
2. 貸付条件の変更等のお申込に際しては、お客様の抱える問題や経営課題をお客様と共有し、外部専門家や関係する他の金融機関と連携を図りながら、お客様の経営改善に向けた積極的な支援を実施します。また、経営課題の解決につながるようコンサルティング機能の発揮に努めます。
3. 貸付けの条件変更を行なったお客さまに対しても新規の貸付を行うことで新たな収益機会が得られ、お客様の業況や財務等の改善に繋がると判断される場合には、積極的に新規の貸付を行なって参ります。

以 上

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末	平成31年 3月末	平成31年 9月末	平成32年 3月末	平成32年 9月末	平成33年 3月末	平成33年 9月末	平成34年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	960	1,002	1,057	1,088	1,123	1,177	1,230	1,273	1,310	1,358	1,454	1,543	1,645	1,764	1,864	1,972							
うち、実行に係る貸付債権の数	932	970	1,023	1,055	1,091	1,147	1,192	1,236	1,273	1,315	1,407	1,497	1,603	1,715	1,817	1,923							
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	12	12	13	13	13	13							
うち、審査中の貸付債権の数	1	4	6	5	4	2	10	1	0	6	6	5	0	6	1	3							
うち、取下げに係る貸付債権の数	23	24	24	24	24	24	24	24	25	25	29	29	29	30	33	33							

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末	平成31年 3月末	平成31年 9月末	平成32年 3月末	平成32年 9月末	平成33年 3月末	平成33年 9月末	平成34年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	62	65	67	68	70	72	73	74	74	75	76	80	84	84	89	90							
うち、実行に係る貸付債権の数	59	63	65	66	66	70	71	72	72	73	74	77	81	81	86	87							
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0							
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3							